

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

国が定める旅館業における衛生等管理要領の一部改正に伴い、次のとおり宿泊者の衛生に必要な措置等の基準等を改正する。

浴室に係る宿泊者の衛生に必要な措置に関する基準の改正

清掃及び消毒が必要な貯湯槽の範囲を拡大するとともに、貯湯槽内部の清掃方法に、ぬめり等の汚れを除去する方法を加える等、所要の改正をする。

浴室に係る構造設備の基準の追加

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合について、点検、清掃及び排水を行うことができる構造の設備を設けることとする。

2 施行期日

1の については令和4年1月1日、1の については本年10月1日